

前金払の実施についての要綱

昭和46年1月1日実施
昭和50年4月16日改正
昭和59年10月1日改正
平成10年4月1日改正
平成13年7月2日改正
平成14年4月1日改正
平成19年9月27日改正
平成20年12月8日改正
平成21年4月1日改正
平成22年5月1日改正
令和2年4月1日改正

(前金払の実施範囲)

- 1 新潟市が発注する建設工事又は建設工事に係る設計，調査又は測量（以下「工事委託等」という。）のうち，次の各号に掲げる要件に該当する場合に適用するものとする。
 - (1) 設計金額1件250万円を超える建設工事
 - (2) 設計金額1件100万円を超える工事委託等
- 2 地方自治法施行令附則第7条，地方自治法施行規則附則第3条及び新潟市契約規則の規定による工事請負契約約款第36条及び業務委託契約条項第35条の規定に基づき実施する。
- 3 前払金の額は，建設工事においては請負金額の40%以内とし，工事委託等においては契約金額の30%以内とする。

ただし，10万円未満の端数金額がある場合は，これを切り捨てるものとする。
- 4 歳計現金の保有及び特定財源の収入状況によって又は低入札価格調査の対象となった場合は，前払金を制限し，又は支払いしないことがある。
- 5 請負契約額の変更等
 - (1) 前金払をした建設工事及び工事委託等（以下「工事等」という。）に増減があった場合でも追加の前金払は行わない。
 - (2) 工事等が繰越（支払繰延等も含む。）になった場合等において，前払金額が当該年度の予算を超えるときは，その額を戻入させるものとする。
- 6 継続費等の取扱い
継続費等の前払金は，3の規定にかかわらず，建設工事においては当該年度割の予算額の40%以内，工事委託等においては当該年度割の予算額の30%以内とすることができる。

附 則
この改正要綱は，昭和59年10月1日以降契約を締結した請負工事から適用する。

附 則
この要綱は，平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月8日から施行し、1のただし書きについては、平成20年1月11日以降公告、指名の入札対象及び随意契約した請負工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、3及び6については、平成21年4月1日以降に契約を締結した請負工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行し、1の(2)については、施行日以前に契約を締結した工事委託等についても適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。